

質問回答書

購入等件名

- 1 発寒清掃工場で使用する電力の調達
- 2 発寒破碎工場で使用する電力の調達
- 3 白石清掃工場で使用する電力の調達
- 4 篠路破碎工場で使用する電力の調達
- 5 中沼プラスチック選別センター及び中沼雑がみ選別センターで使用する電力の調達
- 6 処理場施設等で使用する電力の調達

No.	質問	回答
1	弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入しておりません。このような事業者が応札するにあたり、問題はございませんでしょうか。	告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。また、各種調整を行わないことはできません。
2	調達件名がア～カの6件ございますが、6件の包括契約ではなく、1件毎に個別の契約という認識でよろしいでしょうか。	1件毎の個別契約となります。
3	予定契約電力は現在の契約電力と同じでしょうか。500kW以上の場合、供給開始の際に現在の契約電力より増加・減少する場合は根拠資料が必須となります。	予定契約電力が500kW以上の施設のうち、篠路破碎工場は現在の契約電力である2,200kWから1,999kWに変更する予定です。それ以外の施設は変更ありません。協議の際に必要な場合、根拠資料は提出いたします。
4	契約期間中に建て替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等契約に影響するような工事の予定はありますか。そうした事由が発生した場合、協議により、単価の見直しは可能でしょうか。	該当する工事の予定はありません。
5	弊社では、燃料費等調整単価の、「燃料価格調整単価」「離島ユニバーサルサービス調整単価」は地域電力会社と同一価格でご請求いたしますが、「市場価格調整単価」は含まずにご請求いたします。 落札した場合に弊社の算定方法を適用いただくことは可能でしょうか。	告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。また、各種調整を行わないことはできません。
6	【1 発寒清掃工場で使用する電力の調達】 【2 発寒破碎工場で使用する電力の調達】に関して 自家発電設備が設置されているとの認識ですが、当該設備に関して、自家発補給電力契約の有無についてご教示ください。 また、自家発補給電力契約が必要な場合、契約電力および契約条件の概要についても併せてご提示ください。	白石清掃工場以外は自家発補給電力契約はありません。
7	【燃料費(等)調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者(北海道電力株式会社様)の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法で問題ありません。
8	【政府の電気料金支援について】※白石清掃工場以外の施設。 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。 ただし、前述の算定方法と金額が一致していれば表記上項目が異なっても問題ありません。
9	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご承いただけますでしょうか。	当該Webページでダウンロードする請求書に、請求名称、請求金額、消費税及び地方消費税の額、請求金額の算出基礎、請求年月日及び札幌市競争入札参加資格者登録時の届出と同一内容の債権者住所、法人名称、肩書、代表者氏名、振込先口座情報が記載されている場合は問題ありません。

10	<p>【請求書の発行について1】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	了承致します。
11	<p>【請求書の発行について2】※1案件に複数の施設がある場合 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、各施設をまとめた一括請求について発行することができません。供給地点特定番号毎の個別での請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	電気料金は毎月・供給施設毎の一括支払いとしており、各支払いについて、請求書の分割送付や支払いが複数に分かれることはございません。
12	<p>【契約電力について】※発寒破碎工場以外。 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)</p>	<p>予定契約電力が500kW以上の施設のうち、篠路破碎工場は現在の契約電力は2,200kWです。それ以外の施設は現在の契約電力から変更がないため、仕様書に記載のある契約電力のとおりです。 協議の際に必要な場合、根拠資料は提出いたしますが、仕様書や契約書で示している内容で契約締結することが基本となります。</p>
13	<p>【計量日について】※発寒破碎工場以外。 現在の計量日をご教示ください。</p>	計量日は1日となります。
14	<p>【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告(通知書)を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p>	契約書(案)第9条及び第11条に記載のとおり、本市への請求は検査合格後に行うものとなりますので、計量結果の報告が請求書の発行と同時に行われた場合、計量結果の検査合格日が請求を受けた日となります。
15	<p>【契約単価積算内訳書について】 その他割引・割増がない場合は、〇〇割引・割増の項目は空欄、もしくは野線、ゼロ表記等指定がございましたらご教示ください。</p>	指定はございません。
16	<p>【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかをお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	本市では口座振替は対応していないため、銀行振込みでのお支払いとなります。
17	<p>【契約保証金について】 保証金の免除に該当となるには、どのようなお手続きで判断いただけるのでしょうか。 また、札幌市契約規則第25条に該当する場合、免除のために必要なお手続き、提出書類(契約書の写し等)はございますか。提出書類がある場合は、提出期日についてもご教示ください。</p>	状況によっては契約書等を提出していただく場合がございますので、必要な場合は落札後に御連絡いたします。
18	<p>【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	了承致します。
19	<p>入札書記載の日付をご指示願えますか。</p>	記載例のとおり実際の作成日で記載をお願いいたします。
20	<p>入札書と入札内訳書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態ですらして押印など、ご指示はございますか。</p>	綴じ方や割印の有無に関する指定はなく、任意としております
21	<p>契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。</p>	<p>告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。また、各種調整を行わないことはできません。</p>

22	契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元（基準燃料価格、基準市場価格、算定式等）を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。	告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。 毎月、みなし小売電気事業者が用いる方法で算定する必要があります。
23	旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。また、各種調整を行わないことはできません。
24	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承くださいませですか。	告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。 ただし、前述の算定方法と金額が一致していれば表記上項目が異なっても問題ありません。
25	契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれておりますが、契約期間中に一般送配電事業者の託送料金等の改定があった場合、当該改定に伴う費用変動については、本契約における電気料金の見直し（単価変更）に係る協議対象となる認識でよろしいでしょうか。	契約書（案）に記載のとおり、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不適当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。
26	自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。	仕様書に記載のとおり白石清掃工場のみです。
27	計量日は毎月1日でしょうか。	計量日は1日となります。
28	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	該当する工事の予定はありません。
29	現在の契約電力をご教示いただけませんか。	予定契約電力が500kW以上の施設のうち、篠路破碎工場は現在の契約電力は2,200kWです。それ以外の施設は現在の契約電力から変更がないため、仕様書に記載のある契約電力のとおりです。
30	全施設スマートメータは設置されていますでしょうか。	設置しています。
31	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	仕様書別記一覧に記載のとおりです。
32	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書あり）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承くださいませでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしく申し上げます。	当該Webページでダウンロードする請求書に、請求名称、請求金額、消費税及び地方消費税の額、請求金額の算出基礎、請求年月日及び札幌市競争入札参加資格者登録時の届出と同一内容の債権者住所、法人名称、肩書、代表者氏名、振込先口座情報が記載されている場合は問題ありません。
33	お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替での対応でしょうか。	本市では口座振替は対応していないため、銀行振込みでのお支払いとなります。
34	支払に関する記載がございましたが、請求書受領後30日以内にご対応いただくことは可能ですでしょうか。	契約書(案)第9条及び第11条に記載のとおり、本市への請求は検査合格後に行うものとなりますので、計量結果の報告が請求書の発行と同時に実行された場合、計量結果の検査合格日が請求を受けた日となります。
35	銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承くださいませ。	了承致します。

36	対象施設内で入居されているテナント様から個別（分割）での入金等は発生いたしますか。 また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。	対象施設に会計主体の異なるテナント等はありません。
37	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	契約書案に記載のとおり、契約書に定めのない事項及び契約に関し疑義が生じたときは協議が可能です。
38	第5条（権利義務譲渡・・・） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 受注者は、この契約によって生じる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。但し、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。 この後に➡ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	契約書（案）および仕様書の記載内容を変更することはできません。 ただし、仕様書および契約書に定めのない事項等に関し疑義が生じたときは協議が可能です。
39	第9条（計量及び検査）第11条（電気料金の算定及び支払） 記載では「検査に合格した後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日（計量日）の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。	契約書(案)第9条及び第11条に記載のとおり、本市への請求は検査合格後に行うものとなりますので、計量結果の報告が請求書の発行と同時に行われた場合、計量結果の検査合格日が請求を受けた日となります。
40	第11条（電気料金の算定及び支払）・・・力率に関する記載の追記をお願いします➡ 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。	告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 契約単価については、「単価一覧」に記載しており力率による基本料金の計算方法もそちらに記載しております。
41	第〇条（違約金・・・） 発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、単価一覧に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、単価一覧に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』	契約書（案）および仕様書の記載内容を変更することはできません。 ただし、仕様書および契約書に定めのない事項等に関し疑義が生じたときは協議が可能です。
42	第21条（雑則）2項 定めのない事項に付き協議を行う際に 『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	契約書（案）および仕様書の記載内容を変更することはできません。 ただし、仕様書および契約書に定めのない事項等に関し疑義が生じたときは協議が可能です。
43	弊社は1施設1枚の請求書作成となり、分割請求は対応不可となっております。なお、分割支払いに関しましては、事前に内訳をお知らせいただくことで対応可能となります。ご了承いただけますか。[例：庁舎 〇,〇〇〇円 業者A 〇,〇〇〇円 業者B 〇,〇〇〇円]	電気料金は毎月・供給施設毎の一括支払いとしており、各支払いについて、請求書の分割送付や支払いが複数に分かれることはございません。
44	当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が燃料費（等）調整の見直しを伴う料金見直しをした場合、割引率を変えずに同等の変更をお願いさせていただきますが、その際は協議いただけますか。	了承致します。

45	<p>【1 発寒清掃工場で使用する電力の調達】 【2 発寒破碎工場で使用する電力の調達】 【4 篠路破碎工場で使用する電力の調達】 【5 中沼プラスチック選別センター及び中沼雑がみ選別センターで使用する電力の調達】 【6 処理場施設等で使用する電力の調達】に関して 予備送電がある場合、以下の内容を教えてください。 ・種類は「予備線」、「予備電源」のどちらか・契約電力 をご教示ください。</p>	白石清掃工場以外はありません。
46	自家発補給電力の契約はありますか。	仕様書に記載のとおり自家発補給電力のある契約は白石清掃工場のみです。
47	<p>【契約電力500kW以上の施設について】 現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠をご提出いただきますが、可能ですか(根拠資料が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます)。</p>	問題ありません。
48	<p>【契約電力500kW以上の施設について】 現在の契約電力(kW)と直近12か月分の最大需要電力(kW)を教えてください。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。</p>	<p>予定契約電力が500kW以上の施設のうち、篠路破碎工場は現在の契約電力は2,200kWです。それ以外の施設は現在の契約電力から変更がないため、仕様書に記載のある契約電力のとおりです。 実績については、入札時点においては昨年度12か月分の実績を仕様書に添付しております。契約時に必要な場合は改めて契約時点より直近12か月分の実績を提示する予定です。 なお、現時点で最大需要電力が契約電力を超過している施設はありません。</p>
49	<p>【契約電力500kW以上の施設について】 契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。</p>	<p>契約書(案)に記載のとおり、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。</p>
50	<p>【契約電力500kW以上の施設について】 供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします(超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です)。 その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。</p>	<p>契約書(案)に記載のとおり、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。</p>
51	<p>【契約電力500kW未満の施設について】 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。</p>	増設工事の予定はありません。
52	現在の計量日をご教示ください。	計量日は1日となります。
53	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますか。	計量日は1日のため問題ありません。
54	自動検針装置は有でお間違いありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございましてご注意ください。	全施設設置されております。
55	<p>入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 郵送提出の場合、簡易書留またはレターパックで郵送いたしますが問題ありませんか。</p>	<p>綴じ方や割印の有無に関する指定はなく、任意としております。 書留郵便又はこれに相当するものにより送付することができます。この場合には、外封に入札書が在中する旨を記載する必要があります。</p>
56	<p>入札金額積算内訳書の端数処理について、以下の理解で間違いありませんか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は小数点以下第3位切り捨てとする。</p>	<p>入札書別紙 契約単価積算内訳書に記載のとおり、表内に記載いただく金額は税込となっております。また、基本料金及び電力量料金については円、銭単位(小数点第2位)まで記載可としています。(契約電力等及び予定使用電力量は整数にしているため計算上小数点以下第3位は発生しません。)</p>
57	全地点、季節別(夏季・他季)プランでのご提案、ご契約は可能でしょうか。	できません。

58	入札内訳書について、弊社の内訳書様式を使用して入札金額を積算して構いませんか。	本市が提示する入札書別紙を使用してください。
59	中沼プラスチック選別センター及び中沼雑がみ選別センターで使用する電力、処理場施設等で使用する電力の内訳書様式は施設ごとの積算となっておりますが、他案件と同様に月ごとに積算しても構いませんかでしょうか。	本市が提示する入札書別紙を使用してください。複数地点ある案件については月毎の内訳は必要ありません。(複数地点の場合、基本料金の小計欄が12か月分(a×b×12×力率割引)になる点にご留意ください。)
60	複数地点ある案件の入札金額内訳書を、月毎に積算する場合、全地点まとめて1枚の内訳書でよろしいでしょうか。	本市が提示する入札書別紙を使用してください。複数地点ある案件については月毎の内訳は必要ありません。(複数地点の場合、基本料金の小計欄が12か月分(a×b×12×力率割引)になる点にご留意ください。)
61	複数地点ある案件の入札内訳書について地点ごとに内訳書が必要な場合、税込→税抜処理は、全地点合計の税額から税抜き処理にする理解でよいですか。各地点の税抜総額を算出し、それぞれの税抜額を合計する方法となりますか。	入札金額の計算方法については、入札説明書及び入札書別紙をご確認ください。
62	弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額(電源調達調整単価)での応札、契約締結は可能ですか。	告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。また、各種調整を行わないことはできません。
63	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。 単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。また、各種調整を行わないことはできません。
64	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。	①告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。また、各種調整を行わないことはできません。②仕様書に記載のとおり、燃料費調整による電気料金の調整は北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるため、算定方式についても同様になります。また、契約書(案)に記載のとおり、電気料金の算定の基礎となる燃料費の変動により契約単価を変更する必要がある場合は、協議のうえ、変更することができます。
65	落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください(開札日に落札業者が弊社となったかお電話でお伺いする想定です)。	開札結果は落札決定後10日以内に、札幌市ホームページにて、全入札者と入札金額(総額のみ)を公開します。落札となった案件については契約公報でも周知を行います。
66	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますか。	振込手数料について、了承致します。 なお、札幌市は受注者から計量結果の通知を受けたあと10日以内に検査を行い(契約書第9条)、受注者は検査の合格をもって電気料金の請求をすることができ、札幌市はこの請求から30日以内に電気料金を支払います(契約書第11条)。
67	①紙の請求書の発行は必要ですか。毎月7営業日頃に発送いたしますがご了承いただけますか。 ②紙の請求書の発行には、330円のご負担をいただきますがよろしいですか。 (WEBマイページよりご請求書をご覧いただくことも可能です)	①紙の他に、電子メールや電子請求書発行サービスなどを利用して、電子データとして請求書を受領することも可能です。なお、請求書には「請求名称」「請求金額」「消費税及び地方消費税の額」「請求金額の算出基礎」「請求年月日及び札幌市競争入札参加資格者登録時の届出と同一内容の債権者住所」「法人名称」「肩書」「表者氏名」「振込先口座情報」が記載されている必要があります。 なお、契約書(案)第9条及び第11条に記載のとおり、本市への請求は検査合格後に行うものとなりますので、計量結果の報告が請求書の発行と同時に行われた場合、計量結果の検査合格日が請求を受けた日となります。 ②上記要件を満たした請求書を電子で発行してください。
68	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、基本的に電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいですか。	需要場所に会計主体の異なるテナント等はございません。

69	<p>仮に、1地点の請求書を複数に分割した請求書発行が必要な場合、以下についてご確認ください。</p> <p>①分割請求書の発行対応は必須ですか。</p> <p>②分割数をご教示ください。</p> <p>③分割した請求書には使用量や金額の内訳記載はされず、請求金額のみの情報となります。</p> <p>④通常の請求書を発行後、分割情報を提供いただき、その後分割請求書を作成いたします。分割請求書の発行には通常よりもお時間をいただきます。</p> <p>⑤分割を行う場合、各施設の分割後の請求金額をご提供いただく必要がございます。子メーター等で計測した使用電力量を元に弊社で請求金額を算出する対応はできかねます。</p>	<p>電気料金は毎月・供給施設毎の一括支払いとしており、各支払いについて、請求書の分割送付や支払いが複数に分かれることはございません。</p>
70	<p>電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいですか（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか）。複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能ですか。</p>	<p>電気料金は毎月・供給施設毎の一括支払いとしており、各支払いについて、請求書の分割送付や支払いが複数に分かれることはございません。</p>
71	<p>請求時の基本料金の算定方法について、弊社では（基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。</p> <p>例）力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。</p> <p>上記算定方法にてご了承いただけますか。</p>	<p>告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。</p> <p>契約単価については、「単価一覧」に記載しており力率による基本料金の計算方法もそちらに記載しております。</p>
72	<p>入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよいですか。</p>	<p>契約単価は入札書別紙に記載した基本料金単価及び電力量料金単価となり円、銭単位（小数点第2位）まで記載が可能です。また、入札書別紙に記載のとおり税込みとなります。電気料金の算定については、契約書（案）第11条第3項を確認ください。</p>
73	<p>合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求書内訳をまとめた一覧表の作成はできかねますが、ご了承いただけますか。</p>	<p>電気料金は毎月・供給施設毎の一括支払いとしており、各支払いについて、請求書の分割送付や支払いが複数に分かれることはございません。</p>
74	<p>計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び、請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。</p>	<p>契約書(案)第9条及び第11条に記載のとおり、本市への請求は検査合格後に行うものとなりますので、計量結果の報告が請求書の発行と同時に実行された場合、計量結果の検査合格日が請求を受けた日となります。</p> <p>請求書の再発行については、了承致します。</p>
75	<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんか。</p>	<p>告示訂正により、契約書の別紙「単価一覧」を追加いたしました。</p> <p>単価一覧注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法で燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行う必要があります。みなし小売電気事業者が用いる算定方法以外は認められません。</p> <p>ただし、前述の算定方法と金額が一致していれば表記上項目が異なっても問題ありません。</p>
76	<p>落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますか。</p>	<p>契約書（案）に記載のとおり、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。</p>
77	<p>落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退いたします。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要がありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますか。</p>	<p>入札辞退届の提出は不要です。</p>
78	<p>仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能ですか。</p>	<p>契約書（案）および仕様書の記載内容を変更することはできません。</p> <p>ただし、仕様書および契約書に定めのない事項等に関し疑義が生じたときは協議が可能です。</p>

79	<p>契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合、そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>7月中の契約締結を想定しております。 具体的な提出期限につきましては、落札後にご連絡いたします</p>
80	<p>市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ・ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。 ・従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ・年度をまたぐ期間のご契約の場合、年度によって異なる単価設定となる場合がございます。契約期間を通して同一の単価とする必要はありますか。 	<p>市場連動プランでの応札はできません。</p>
81	<p>仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p> <p>仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書（案）および仕様書の記載内容を変更することはできません。</p> <p>ただし、仕様書および契約約款に定めのない事項等については、契約締結後に必要に応じて協議が可能です。</p>
82	<p>弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定められた日となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>なお、札幌市は受注者から計量結果の通知を受けたあと10日以内に検査を行い(契約書第9条)、受注者は検査の合格をもって電気料金の請求をすることができ、札幌市はこの請求から30日以内に電気料金を支払います(契約書第11条)。</p> <p>また、契約書（案）の条文を変更することはできません。</p>
83	<p>遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>延滞利息は、電気料金から消費税等相当額と再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた遅延利息の率を乗じて算定します(契約書第11条第8項)。なお、回答日現在の利息は年3.0%です。</p> <p>このため、ご質問の利息に応じることはできません。</p> <p>なお、契約書（案）の条文を変更することはできません。</p>
84	<p>契約書第11条8項に、「(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。)」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。</p>	<p>契約書第11条8項の規定のとおりといたします。</p> <p>また、契約書（案）の条文を変更することはできません。</p>
85	<p>消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますでしょうか。</p>	<p>契約書（案）に記載のとおり、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。</p>
86	<p>契約電力の超過金について、弊社の供給条件では、「契約超過電力に料金表に定める基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>弊社落札の際、契約書においても上記の内容を記載いただけますでしょうか。</p>	<p>契約書（案）に記載のとおり、超過金の金額は発注者と受注者が協議のうえ決定することとしております。</p> <p>なお、契約書（案）の条文を変更することはできません。</p>
87	<p>「契約保証金」の免除を受けるにあたり、必要な提出書類と提出時期をご教示いただけますでしょうか。契約書の写し等が必要な場合、契約した「履行証明願」「通知書」で代用は可能でしょうか。</p> <p>(当社は契約書の締結を省略しており、印鑑省略をした通知書(電気需給に関するお知らせ)をwebに掲載し契約をしているため、通知書の写しを代用としております。)</p>	<p>発注者と受注者が書面上明らかであり、契約電力、契約金額等が本件と同等以上の規模であることが確認できる書面であれば契約書でなくても構いませんが、貴社の例示する「履行証明願」や「通知書」という書類が契約書に代わる書面と判断することは現時点ではできません。また、事前の確認もお受けしていません。</p> <p>なお、本件の契約にあたっては契約書を用いて行い、代表者の押印等も必要となりますことを申し添えます。</p>

88	<p>弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。 どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。</p>	<p>口座引落は対応していないため、納付書（請求書）払いとなります。 札幌市の指定金融機関は北洋銀行です。</p>
89	<p>現在の計量日を教えてくださいませんか。</p>	<p>計量日は1日となります。</p>
90	<p>今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>開札結果は落札決定後10日以内に、札幌市ホームページにて、全入札者と入札金額（総額のみ）を公開いたします。落札となった案件については契約公報でも周知を行います。</p>
91	<p>検針結果はweb上でご確認いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>